



興部町
高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

興 部 町

1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

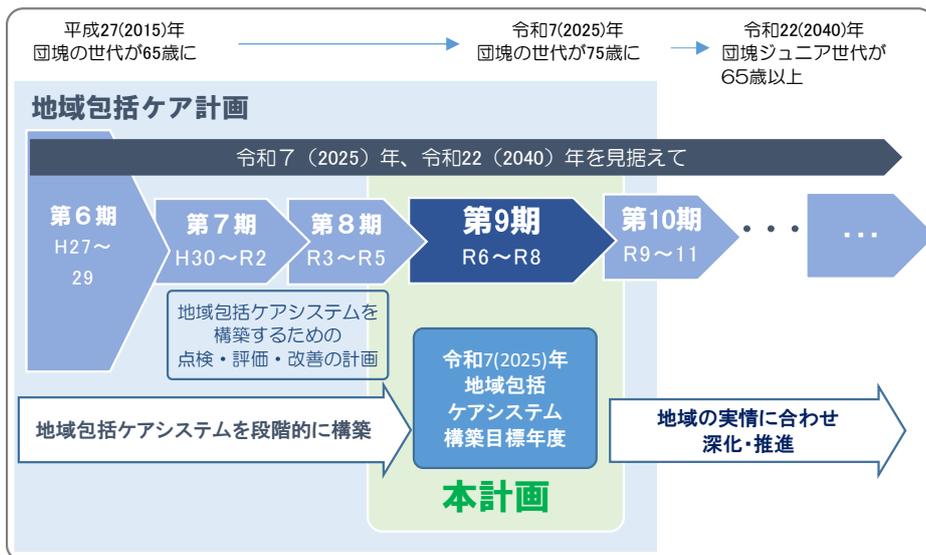
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、全国的な人口動向は、総人口・現役世代人口が減少する一方、高齢者人口が増加のピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが想定されています。

本町では令和3(2021)年に高齢者人口のピークを迎えており、全国的な動向よりも先行している状況であり、複合的な支援が必要な高齢者が急激に増加することが見込まれるため、地域の高齢者介護を支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組についても検討していく必要があります。

これらのことを踏まえ、第8期計画までに構築してきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、地域共生社会¹の実現を目指していくものとして、本計画を策定します。

2. 計画の期間と位置付け

本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とし、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、本町における高齢者施策と介護保険事業の総合的・効果的な推進を図るものです。



3. 計画の策定体制

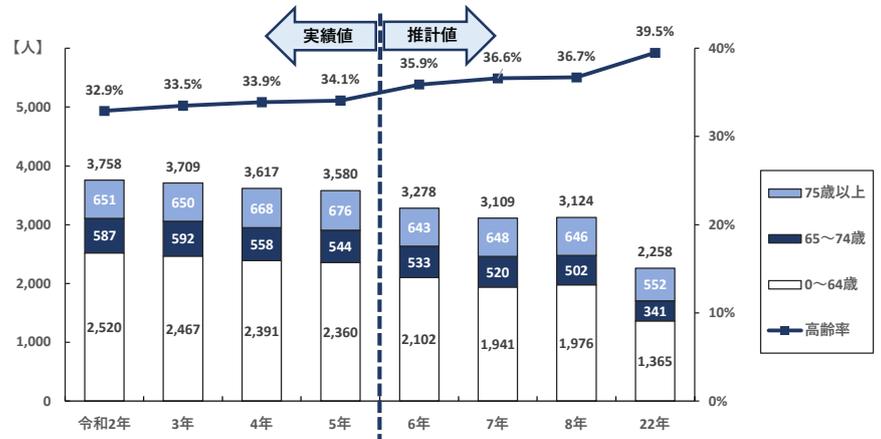
アンケート調査	住民の現状やご意見を把握し、計画に反映させることを目的とし、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。
介護保険事業計画策定等委員会、部会	本計画策定については、「介護保険事業計画策定等委員会」、策定過程における調査等については「計画策定部会」で行うこととします。
北海道との連携	北海道オホーツク総合振興局を中心とした遠紋高齢者保健福祉圏域連絡協議会において各関係機関と協議を行い連携を図ります。
PDCAサイクルの導入	「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「点検(Check)」、「改善(Action)」を繰り返すPDCAサイクルを活用し、各施策の取組実績及び提供体制等について、実施状況の調査・分析を行い、計画目標・施策等の見直しを行ってまいります。

¹ 地域共生社会：高齢者・障がい者・子ども等、全ての人々が1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のこと。

2 興部町の現況と推移

1. 高齢者人口等の推移

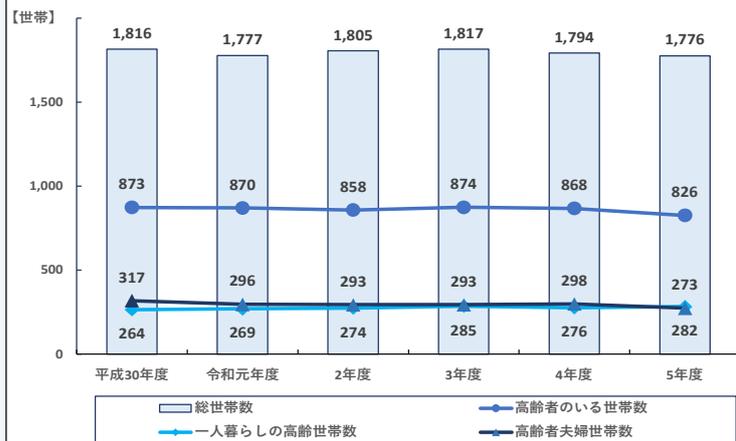
本町の人口は、令和5（2023）年10月1日現在で3,580人、高齢化率34.1%となっています。今後も人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向が続き、計画最終年度の令和8（2026）年には、総人口3,124人、高齢化率36.7%になると見込んでいます。



(資料) 実績：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）推計：地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

2. 高齢者の世帯状況

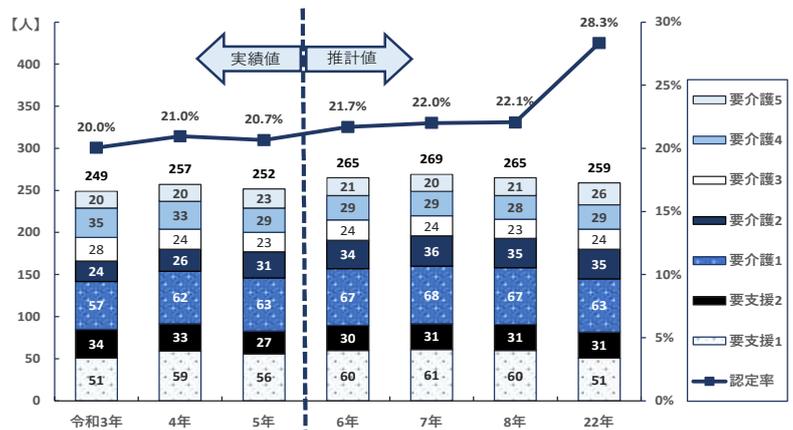
本町の総世帯数は、年度によって増減があるものの、減少傾向にあります。令和5（2023）年度の65歳以上の高齢者のいる世帯は、826世帯で総世帯数の46.5%、一人暮らしの高齢者のいる世帯数は282世帯で総世帯数の15.9%、高齢者夫婦世帯は273世帯で総世帯数の15.4%となっています。



(資料) 住民基本台帳人口（各年4月1日）

3. 要介護（支援）認定者の推移

令和5（2023）年の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は252人で、「要介護1」が最も多く、「要支援1」から「要介護1」の認定者が全体の半数以上を占めています。計画最終年度の令和8（2026）年には、265人になると見込んでいます。

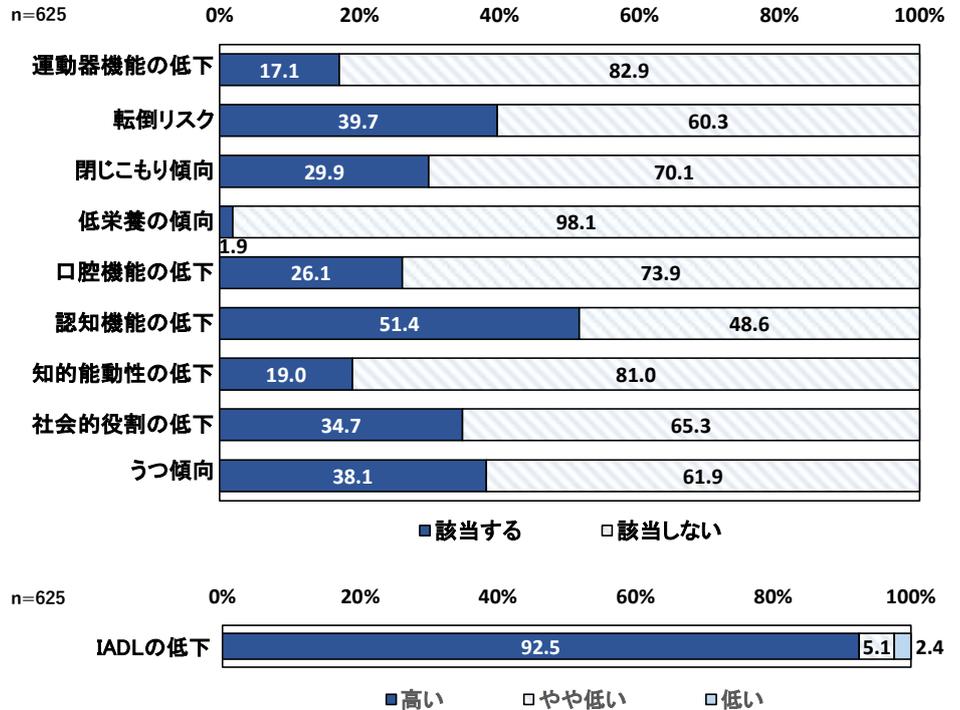


(資料) 地域包括ケア「見える化」システムに基づく

3 興部町の現況と推移

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に基づくリスク判定分析

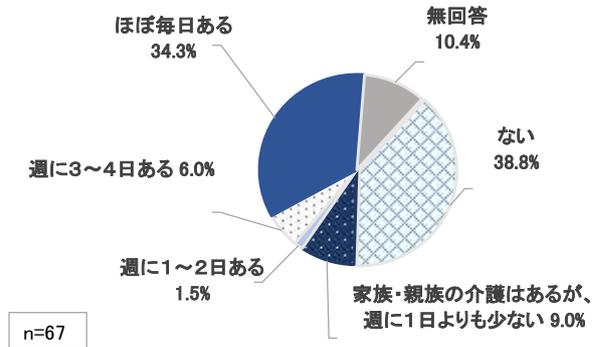
リスク10項目について、該当者の割合をみると、「認知機能の低下がみられる高齢者」(51.4%)が最も高く、次いで「転倒リスクがある高齢者」(39.7%)、「うつ傾向がみられる高齢者」(38.1%)、「社会的役割の低下がみられる高齢者」(34.7%)となっています。



2. 在宅介護実態調査からみた在宅介護の状況

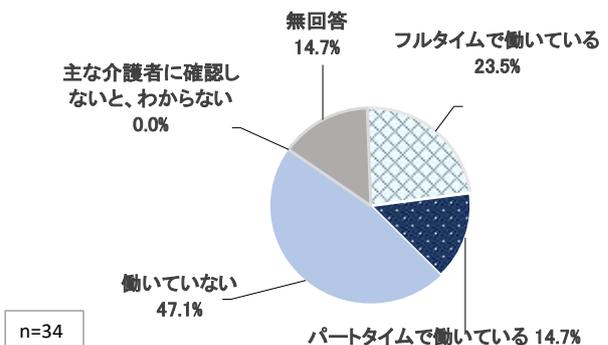
【家族等による介護の頻度】

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日ある」が3割台半ば、「週に1日より少ない」が約1割、「週に1日以上」(週に1～2日・週に3～4日の合計)については1割を切っています。



【主な介護者の就労状況】

主な介護者の就労状況については、「フルタイムで働いている」(23.5%)と「パートタイムで働いている」(14.7%)をあわせると、4割弱の方が就労中と回答がありました。



※回答条件：ご家族やご親族を介護されている方

4 計画の基本理念

1. 基本理念

高齢者が健康で生きがいを持ち
住み慣れた地域で生涯にわたり
安心して暮らせるまちづくり

2. 基本目標

基本目標 1 いつまでも健康に暮らすための環境づくり

いくつになっても健康で元気に暮らし続けるためには、日頃の健康づくりや介護予防などを中心とした、地域住民の「身体の健康づくり」の推進が必要です。

今後、ますます高齢化が進む中、健康寿命を延ばし元気な高齢者を増やすため、高齢者の健康づくり・介護予防に対する意識を高めるための普及啓発を図るとともに、保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、介護予防事業などにおいて、身体の健康づくりを積極的に展開することで、「いつまでも健康に暮らすための環境づくり」を進めます。

基本目標 2 生きがいを持ち多世代がつながり支え合うまちづくり

いくつになっても自分らしくいるためには、地域住民一人ひとりが自らの役割を認識し、生きがい・やりがいを持って生活する「心の健康づくり」の推進が必要です。

地域資源が限られる中で、高齢者をはじめ、地域住民一人ひとりがこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域を支える担い手として活躍できる体制を整えることで「生きがいを持ち多世代がつながり支え合うまちづくり」を進めます。

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの充実が必要となります。

地域包括支援センターや関係機関などが一体となって必要な支援を提供する地域支援体制の機能強化、要介護・要支援状態になっても安心して暮らせる医療と介護の連携体制の強化、認知症施策の推進等を図ることで、「住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくり」を進めます。

5 施策の推進

基本施策1 健康づくり・介護予防の推進



施策の方向性

介護を必要としない生活を続けるためには、食事や運動など日常の生活習慣による疾病予防、身体機能の維持・老いの進行に対する不安解消、地域活動等を通じた生きがいづくり、閉じこもり防止等が必要です。

そのため、要介護状態、あるいは重度化を予防する「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組を推進するとともに、地域の実情に応じたサービスの提供体制の構築を推進します。

(1) 健康づくり事業の推進

(2) 生活習慣病対策の推進

施策項目 ①がん検診 ②頭の検診〈モービルMRI〉 ③健康・栄養相談

(3) 感染症予防対策の推進

施策項目 ①結核検診 ②インフルエンザ予防接種 ③新型コロナウイルス等感染症対策

(4) 精神保健対策の推進

施策項目 ①こころの健康づくり ②精神障がい者の在宅患者支援

(5) 地区組織活動の推進

施策項目 ①保健推進委員活動の支援

(6) 一般介護予防事業の推進

施策項目 ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業

(7) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

施策項目 ①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防支援事業

基本施策2 認知症施策の推進



施策の方向性

今後、増加が予想されている認知症高齢者への対応は重要な課題です。認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症と疑われる症状が発生した場合、早期発見・早期対応に基づく生活支援が必要となります。

また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を軸に施策を推進していくことも必要です。

認知症に対する正しい理解を深め、地域で支え合うことができるよう「認知症サポーター」の養成、認知症地域支援推進員による認知症の方とその家族の支援体制等の構築を図り、認知症の方にやさしい地域づくりに取り組みます。

(1) 普及啓発・本人発信支援・予防

施策項目 ①地域の見守りネットワークの整備 ②権利擁護の推進

(2) 医療ケア・介護サービス・介護者への支援

施策項目 ①認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進 ②認知症地域支援推進員の活動推進 ③認知症高齢者向けサービスの充実

(3) 若年性認知症の方への支援・社会参加支援

施策項目 ①権利擁護の推進 ②若年性認知症の方への支援

基本施策3 高齢者の社会参加の推進



施策の方向性	
<p>高齢者がいきいきと生きがいを持ち、元気で生活できるような地域を実現するためには、高齢者が地域で活躍できる場が重要です。</p> <p>そのため、就労支援、地域活動の担い手の育成、地域住民が自主的に行う地域活動への支援等を行うことにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進します。</p>	
(1) 就労支援	
(2) 移動支援	
(3) 地域活動の充実（老人クラブ・老人福祉センター等）	
施策項目	①老人クラブ ②老人福祉センター
(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実	
(5) 地域団体等への側面的支援の充実	

基本施策4 医療・介護体制の充実



施策の方向性	
<p>高齢者がいきいきと生きがいを持ち、元気で生活できるような地域を実現するためには、高齢者が地域で活躍できる場が重要です。</p> <p>そのため、就労支援、地域活動の担い手の育成、地域住民が自主的に行う地域活動への支援等を行うことにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進します。</p>	
(1) 居宅サービスの充実	
施策項目	①訪問介護（ホームヘルプサービス）②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③訪問看護・介護予防訪問看護 ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ⑫福祉用具購入・介護予防福祉用具購入 ⑬住宅改修 ⑭居宅介護支援・介護予防支援
(2) 地域密着型サービスの充実	
施策項目	①認知症対応型通所介護（デイサービス）・介護予防認知症対応型通所介護 ②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護 ③その他の地域密着型サービス
(3) 施設サービスの充実	
施策項目	①介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設
(4) 介護保険サービスの質的向上	
施策項目	①介護従事者養成事業 ②介護給付適正化事業
(5) 在宅医療・介護連携の推進	
施策項目	①医療・介護の資源の把握 ②在宅医療介護連携の課題の抽出と対応策の検討及び切れ目のない在宅医療介護の提供体制の推進 ③医療・介護関係者の情報共有支援 ④在宅医療介護連携に関する相談支援 ⑤在宅介護関係者の研修と地域住民への普及啓発 ⑥在宅医療介護連携に関する関係市区町村の連携

基本施策5 住まいの支援体制の充実



施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいの安定的な確保や、安心して暮らせる環境が必要不可欠です。

高齢者が安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況やニーズ等に対応した多様な住まいの確保に努め、日常生活をサポートするサービスの提供により、高齢者の在宅生活を支援します。

- (1) 高齢者生活支援ハウス
- (2) 高齢者下宿
- (3) 介護保険サービス（施設系・地域密着系）
- (4) 住宅型有料老人ホームなどのその他入所系サービス

基本施策6 地域支援体制の機能強化



施策の方向性

地域包括支援センターを中心として、高齢者に関わる様々な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティア等が連携しながら、地域ケア会議等の多様な機会を通して、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を行っていきます。

(1) 地域包括支援センターの充実

- | | |
|------|---|
| 施策項目 | ①総合相談体制の充実 ②生活支援体制の推進 ③権利擁護の推進
④介護予防支援事業（ケアマネジメント）⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援 |
|------|---|

(2) 地域ネットワークの構築

- | | |
|------|---------------------------|
| 施策項目 | ①地域ケア会議の充実 ②高齢者の実態把握体制の構築 |
|------|---------------------------|



6 地域包括ケアシステムの実現に向けて

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を含む中長期的な視点で、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核基盤として、これまで構築してきた地域包括ケアシステムの深化・推進をしていくことが重要となります。

地域包括ケアシステム実現にあたっては、介護サービスだけに頼らず「支える側」「支えられる側」という関係を超えた多様な主体の参画や連携を通じて、地域包括ケアシステムの実現を目指すことが重要となってきます。

【地域包括ケアシステムの5つの基本理念】

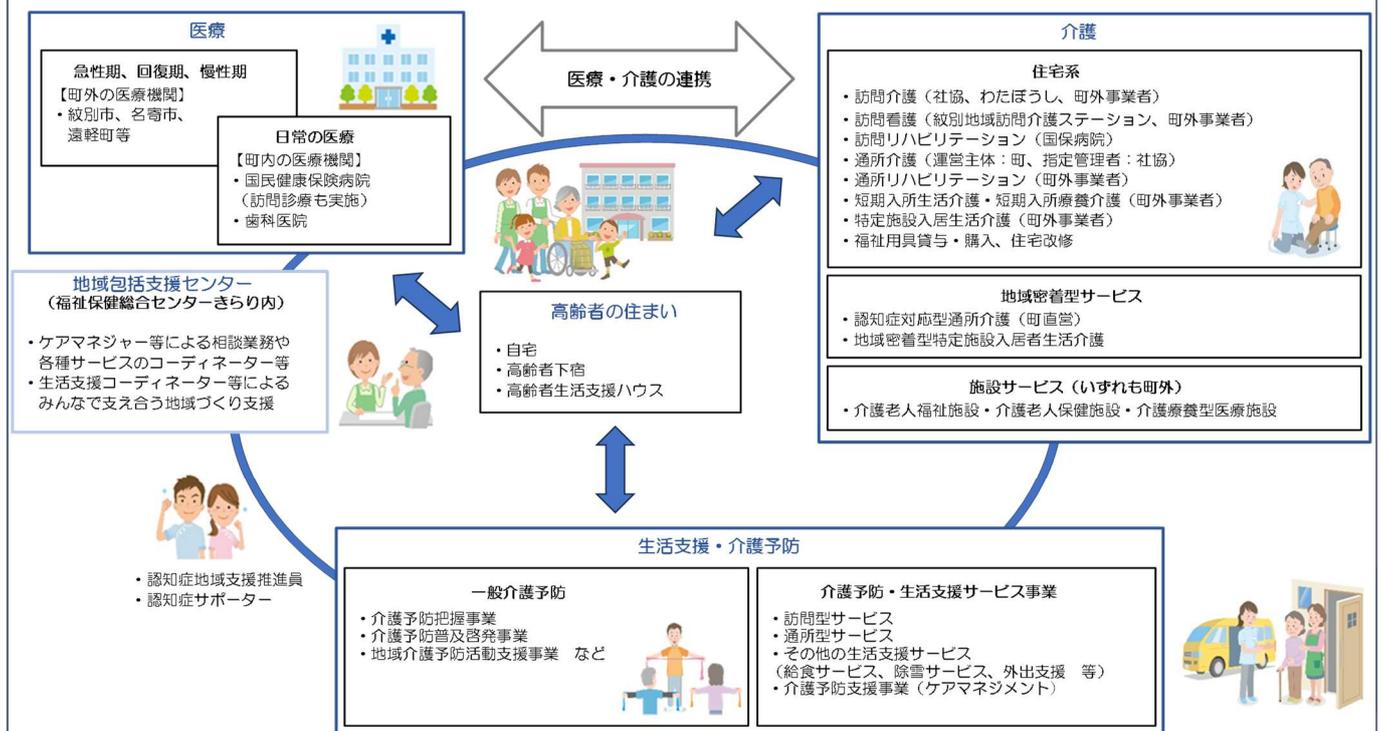
- ① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ② 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ③ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ④ 日常生活を支援する体制の整備
- ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムのイメージ図



(出典) 平成28年6月地域包括ケア研究会報告「地域ケアシステムと地域マネジメント」

興部町における地域包括ケアシステム



7 介護保険事業費の見込みと保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、本人、世帯の合計所得金額及び市町村民税の課税状況等により所得に応じた設定を行います。

本町では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階別の負担設定を13段階に設定し、保険料率を設定いたします。

【第9期保険料段階】

単位：円

保険料段階	対象		割合	月額	年額	
	世帯	本人所得				
第1段階	非課税世帯	老齢年金受給者・生活保護受給者及び課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.285	1,568円	18,810円	
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下	0.485	2,668円	32,010円	
第3段階		課税年金収入+合計所得金額が年間120万円超	0.685	3,768円	45,210円	
第4段階	課税者あり	本人 非課税	課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下	0.900	4,950円	59,400円
第5段階			課税年金収入+合計所得金額が年間80万円超	1.000	5,500円	66,000円
第6段階	本人課税者	合計所得が120万円未満	1.200	6,600円	79,200円	
第7段階		合計所得が120万円以上210万円未満	1.300	7,150円	85,800円	
第8段階		合計所得が210万円以上320万円未満	1.500	8,250円	99,000円	
第9段階		合計所得が320万円以上420万円未満	1.700	9,350円	112,200円	
第10段階		合計所得が420万円以上520万円未満	1.900	10,450円	125,400円	
第11段階		合計所得が520万円以上620万円未満	2.100	11,550円	138,600円	
第12段階		合計所得が620万円以上720万円未満	2.300	12,650円	151,800円	
第13段階	合計所得が720万円以上	2.400	13,200円	158,400円		

興部町
高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

【概要版】

発行：興部町

編集：介護支援課

住所：〒098-1603

北海道紋別郡興部町字興部 138 番地の1

興部町福祉保健総合センター「きらり」

電話：0158-82-4140

FAX：0158-88-2130

URL：<http://www.town.okoppe.lg.jp>